

# 平成30年7月豪雨による災害について被害者の有する 許可等の有効期間の延長について(告示)

## 事 務 局

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された平成30年7月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定される旨の告示が、平成30年7月19日になされました。

上記告示の中には、補償コンサルタント登録規程第2条第1項（登録更新）の規定に基づく補償コンサルタントの登録も含まれております。

対 象 者	延長後の満了日
特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成30年11月30日